

事務連絡
平成24年8月30日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による
原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）における標記の賠償に向けた取組については、平成24年5月1日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」で平成23年11月30日以前の損害に対する賠償金請求書類等を送付したところですが、今般、東京電力より平成23年12月1日から平成24年3月31日までの損害に対する請求受付開始の連絡がありました（別紙「地方公共団体等の方々（水道・工業用水道事業）に対する2回目の請求受付の開始について」参照。）。

つきましては、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの損害賠償請求を予定されている水道事業者等におかれましては、別紙にて、東京電力に対する賠償請求をお願いいたします。なお、未請求の内容については、平成23年11月30日以前の損害についても請求可能です。

【留意事項】

- 平成24年5月1日付け事務連絡の別添の請求様式はデータ形式であったが、今回の請求様式は紙形式に変更となっており、東京電力（下記問い合わせ先）からあらためて入手が必要なこと。
- 東京電力の問い合わせ先電話番号については、前回より変更となっていること。

3. 東京電力より、今までの各事業体とのやりとりを踏まえ、「賠償対象とならない費用」や「控除費用の算出式」等について東京電力の考え方の例示を解説に追記するとの当課への説明があったが、この事務連絡をもって追記内容に従うことを当課より指示するものではないこと。
4. 営業損害のうちの減収分及び人件費については、引き続き、今回の請求対象外であり、改めて東京電力から案内があること。
5. 東京電力との合意が困難な場合、公的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であること。

http://www.next.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道等の設置者に対して、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

問い合わせ先：東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）
0120-926-404（フリーダイヤル）

以上